

準備は出来ていますか？

石綿に関する

令和5年10月1日以降に工事着手する解体等工事の事前調査は

調査者等※に行わせる必要があります！

※調査者等

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を適切に実施するために、必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査とは

建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査すること。

石綿含有建材には吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、石綿を含有する仕上塗材、石綿含有成形板等があります。

事前調査結果の報告もお忘れ無く！

次のいずれかの解体等工事に関わる事前調査について報告が必要になります。

- ・建築物を**解体**する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が**80㎡以上**であるもの
- ・建築物を**改造**し、又は**補修**する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金**(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。)の**合計が100万円以上**であるもの
- ・**工作物**(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金の合計が100万円以上**であるもの



「石綿事前調査報告システム」はこちら

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

(申請にはGビズIDが必要です)

NEW

工作物の事前調査について（令和8年1月1日施行予定）

令和5年6月23日に「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、工作物の解体等工事を行う場合においても石綿に係る事前調査は調査者等※に行わせる必要があります。

※調査者等

特定工作物 (環境大臣が定める工作物)

1～5、7～11

- 1: 反応槽
- 2: 加熱炉
- 3: ボイラー及び圧力容器
- 4: 配管設備
- 5: 焼却設備
- 7: 貯蔵設備
- 8: 発電設備
- 9: 変電設備
- 10: 配電設備
- 11: 送電設備

特定工作物 (環境大臣が定める工作物)

6、12～17

- 6: 煙突
- 12: トンネルの天井板
- 13: プラットフォームの上家
- 14: 遮音壁
- 15: 軽量盛土保護パネル
- 16: 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い※

(※令和5年10月1日施行)

特定工作物以外

(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合)

・工作物石綿含有建材調査者

- ・工作物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者



上記以外の工作物についても事前調査は必要だよ

お問い合わせ先

高知県庁 環境対策課(高知市を除く) TEL:088-821-4524

安芸福祉保健所 TEL:0887-34-3173

中央東福祉保健所 TEL:0887-52-0004

中央西福祉保健所 TEL:0889-22-1286

須崎福祉保健所 TEL:0889-42-2004

幡多福祉保健所 TEL:0880-34-0085

高知市役所 環境保全課 TEL:088-823-9471

詳細はこちら

→ 高知県庁HP
(大気汚染防止法の改正について(令和2年6月5日公布))
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/taikikaisei.html>

